

支出経費区分の目安について

要望書の作成にあたり、下記の区分を参考に支出予算をご記入ください。

支出経費の区分	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
報酬・謝金・旅費・交通費	・ 外部講師、外部専門家への謝金、交通費、宿泊費	・ 団体構成員が講師を務める謝金
需用費・原材料費	・ 消耗品費（文房具、材料、資材等の購入費） ・ 印刷製本費（チラシ、ポスター等の印刷製本費）	・ 団体構成員への案内、機関紙等の印刷製本費 ・ 飲食関係費用（ただし、外部のイベント参加者に向けて使用する食材等購入費は可）
役務費・使用料・賃借料	・ 郵便費、宅配費 ・ 広告料 ・ 口座振込手数料 ・ 事業開催に関する保険料 ・ イベント等で使用する施設使用料、物品のレンタル料	・ 団体活動全体への保険料 ・ 団体事務所の賃借料
委託料	・ 団体では実施が困難な業務（会場設営、機材運搬等）	事業全ての委託
備品購入費※	・ 事業目的の達成にどうしても必要な、取得価格5万円以上の物品（必要性については別途振興局にて判断）	・ 事務所用備品など、団体の運営に使用する備品（パソコン、プリンター等） ・ 汎用性のある備品（パソコン・自動車等） ・ 団体外からの借用が容易なもの
その他	・ 上記以外で特に必要かつ 適当と認められる経費	

上記にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象となりません。

- （1）団体の運営に関する経常的な経費
- （2）団体の構成員に対する人件費
- （3）その他、知事が適当でないと認める経費

※備品購入費を除く補助対象経費合計額の1/9を上限に経費として計上可能です。
備品購入費のみでの申請はできません。

ご不明な点がございましたら、東牟婁振興局地域づくり部地域づくり課
（電話0735-21-9627）までお問い合わせください。